

医療機関・薬局等感染拡大防止対策支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 医療機関・薬局等感染拡大防止対策支援事業費補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、それぞれの機能・規模に応じた地域における役割分担の下、必要な医療提供を継続することが求められる医療機関・薬局等において、院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染拡大防止等の支援を行うことを目的とする。

(対象施設)

第3条 この補助金の交付対象となる施設は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を行う医療機関（病院、医科診療所及び歯科診療所）、薬局、訪問看護ステーション及び助産所とする。ただし、医療機関は保険医療機関、薬局は保険薬局、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限るものとする。

(対象事業)

第4条 この補助金は、令和2年6月16日付け医政発0616第1号、健発0616第5号、薬生発0616第2号厚生労働省医政局長、厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」に基づき、前条に規定する施設において実施する「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」（以下「補助事業」という。）を対象とする。

(対象経費)

第5条 この補助金の対象となる経費は、令和2年4月1日から令和3年3月31までの間に、第3条の施設において行う新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止又は診療体制確保等に必要な経費であって、別表の第4欄に定めるもののうち、知事が必要かつ適正と認めるものとする。ただし、従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除くものとする。

(交付額の算出方法)

第6条 この補助金は、次項により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 別表の第1欄に定める補助事業を行う第2欄に定める施設について、第3欄に定める

基準額と第4欄に定める経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付の条件)

第7条 知事は、補助金の交付の決定には、財務規則第249条の規定により、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助金を補助事業以外の目的に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合には、軽微な変更を除き、あらかじめ補助金変更交付申請書により、知事の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、補助事業中止（廃止）承認申請書により、知事の承認を得なければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号に該当する場合は、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならないこと。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌年度3月31日までに知事に報告しなければならないこと。この場合において、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付せることがあること。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類をこの補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ

いこと。

- (10) 補助金の交付対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと。
- (11) 「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金と重複して交付申請をしてはならないこと。

(申請手続)

第8条 この補助金の交付申請は、知事が別に指定する日までに交付申請書を提出して行うものとする。

(交付の決定)

第9条 知事は、前条の申請があったときは、財務規則第248条の規定に基づき、補助金の交付の決定をするものとする。第7条第2号に該当する場合も同様とする。

(補助金の支払い)

第10条 知事は、前条の交付決定後に概算払を行うものとする。ただし、補助事業者から要望があり、知事が認める場合には、事業完了後に精算払を行うものとする。

(実績報告)

第11条 第9条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了後1か月以内（交付申請時において既に事業が完了している場合には、交付決定の日から1か月以内）又は当該年度3月31日までのいずれか早い日までに、補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 知事は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する。

別表

1 事業区分	2 対象施設	3 基準額	4 対象経費
医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業	病院	2,000千円+50千円 ×病床数	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金（※1） ・報酬（※1） ・謝金 ・会議費 ・旅費 ・需用費（※2） ・役務費（※3） ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費
	有床診療所（医科・歯科）	2,000千円	
	無床診療所（医科・歯科）	1,000千円	
	薬局、訪問看護ステーション、助産所	700千円	

※1：従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。

※2：消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費

※3：通信運搬費、手数料、保険料

樣式

令和 年 月 日

秋田県知事

樣

住 所 〒

施 設 名

管理者職氏名

印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日 付け 指令医 で 交付決定を受けた医療機関・薬局等 感染拡大防止対策支援事業費補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事業区分及び施設の名称

事業： 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業
施設名：

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 巍

4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。